

第3次伊達市男女共同参画基本計画

(案)

概要版

北海道伊達市

計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

すべての人が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、家庭や職場、地域社会などあらゆる場面で個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢社会における重要な課題であり、持続可能な活力のある社会としていく上で、必要不可欠なものであることから社会全体で取り組む重要課題となっています。

本市においては、平成16年に「伊達市男女共同参画基本計画」を策定して以降、様々な取組を推進してきました。平成24年には、人々の価値観やライフスタイルの多様化に合わせ、「第2次伊達市男女共同参画基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定しました。

第2次計画が、令和3年度をもって計画の終期を迎えることから、国の第5次男女共同参画基本計画や北海道の計画、社会情勢の変化、本市の現状などを踏まえ、これからの10年間を見据えた「第3次伊達市男女共同参画基本計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画
- (2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画
(該当部分：基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり)
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本計画
(該当部分：基本目標3 安心して暮らせる社会の実現)
- (4) 市の総合計画を推進していくための個別計画
- (5) 「持続可能な開発目標（SDGs）」の主に目標5の達成に資する計画



3 計画の期間

令和4年度から令和13年度の10年間とします。なお、国内外の社会情勢等の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しについて検討します。

計画の概要

1 基本理念

基本理念：あらゆる人が仕事、家庭、地域社会などあらゆる分野で、認め合い、責任を分かち合う豊かで安心できる男女共同参画社会の実現

本市では、第2次計画まで上記の基本理念とし、実現に向けて、施策を展開し、第2次計画に記載された施策や事業については、概ね実施することができ、固定的な性別役割分担意識などについては、改善がみられております。しかし、依然として実際の家事の多くを担っているのは女性であるという現状があります。そういった現状の解消や少子高齢化の進展など社会情勢の急激な変化に対応するために、引き続き上記の基本理念のもと施策や事業を展開していく必要があります。

2 基本目標と基本施策

基本理念の「男女共同参画社会の実現に向け、次の3つの基本目標として進めていきます。

【基本目標1 男女共同参画の実現をめざす意識づくり】

一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深め、固定的な性別役割分担意識を取り除き、すべての人があらゆる分野で性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが必要であることから、学校教育や社会教育など様々な機会を通じた意識啓発や学習機会の充実に引き続き取り組んでいく必要があります。

基本施策1 学校等における男女平等教育の推進

- 男女平等観に立った学校運営・行事の促進
- 人権・性教育の充実
- 家庭的責任の理解、職業観教育の充実 など

基本施策2 生涯を通じた意識の啓発・人材の育成

- 男女共同参画に関する意識啓発・情報の収集と提供
- 女性リーダー・人材の育成

【基本目標 2 男女がともに活躍できる環境づくり】

人口減少社会を迎え、老年人口の増加、生産年齢人口の減少など、我が国の社会構造が大きく変化しています。この中で、働く場などのあらゆる分野における女性の活躍は、これまで以上に不可欠なものと言えます。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立を受け、男女がそれぞれの能力を発揮し、仕事と家庭生活を両立できる暮らしやすい環境づくりと併せて、協働のまちづくりに向けて女性が政策、方針決定の場に参画できることや、結婚、出産などのライフステージに応じた働き方を選択できることなど、男女がともに活躍できる環境づくりを推進します。

基本施策 1 働く場における男女共同の環境づくり

- 仕事と子育ての両立のための基盤整備及びサービスの充実
- 子育てに関する一貫した支援・相談体制の充実
- 男性の育児参画に係る意識啓発 など

基本施策 2 すべての人が参画できる地域社会づくり

- 女性団体の活動支援
- 市民活動に関する情報提供
- 審議会等委員登用における配慮及び登用状況の公表

【基本目標 3 安心して暮らせる社会の実現】

男女が互いの身体の特徴を理解しながら心身ともに健康でいきいきと生活していくことが、男女共同参画社会を実現するために重要なことです。

ライフステージを通じて必要な知識や情報を提供し、健康維持のための適切な指導や医療サービスを受けられる環境の充実など継続して支援を図ります。

また、DVや性犯罪などは、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、男女問わず、いかなる場合にも決して許されるものではありません。暴力を容認しないという意識の徹底と被害の防止、被害者の安全確保を図ります。

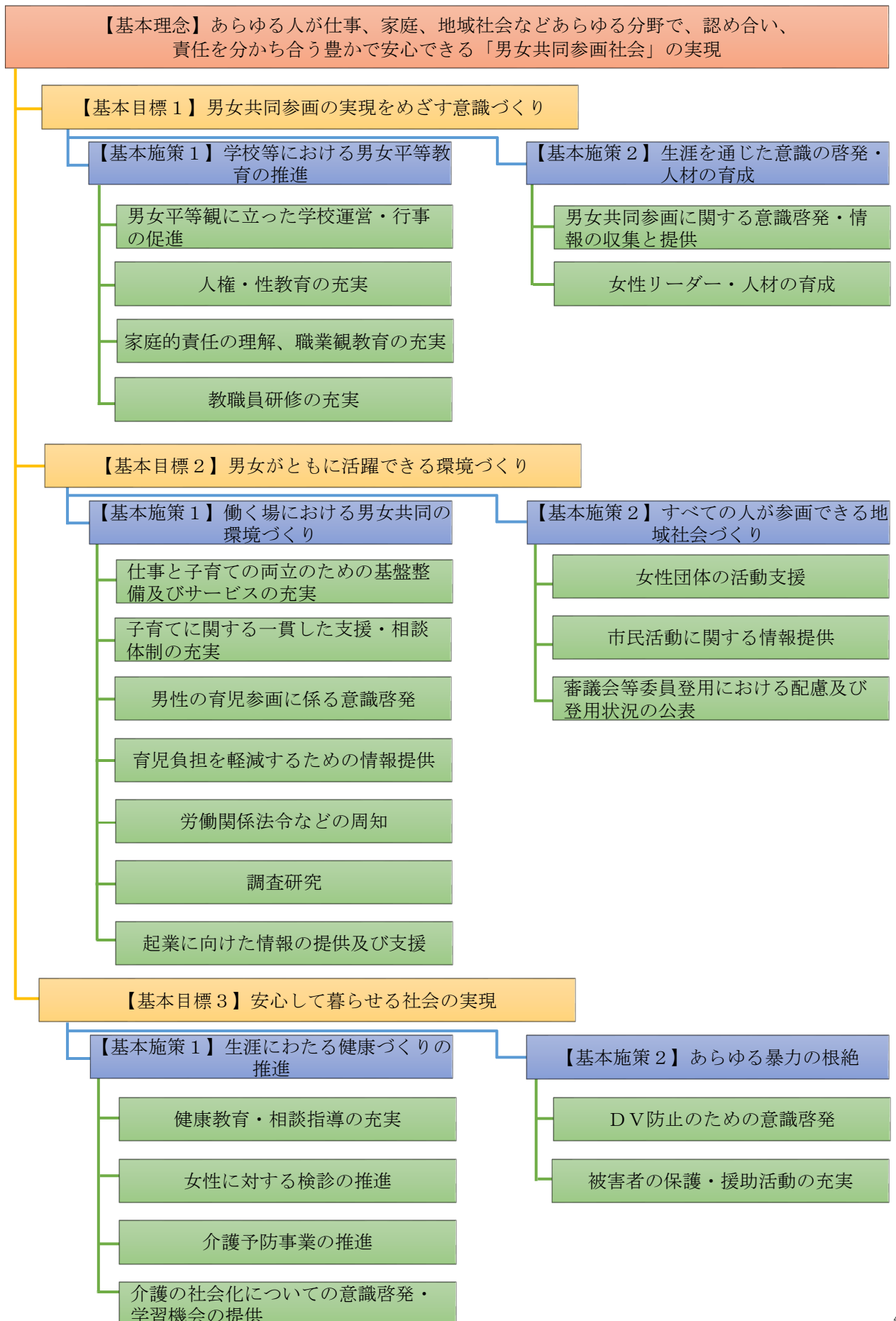
基本施策 1 生涯にわたる健康づくりの推進

- 健康教育・相談指導の充実
- 女性に対する検診の推進
- 介護予防事業の推進 など

基本施策 2 あらゆる暴力の根絶

- DV防止のための意識啓発
- 被害者の保護・援助活動の充実

3 計画の体系



計画の推進

1 連携と協働による計画の推進に向けて

市は、男女共同参画社会の実現に向けて、広く市民をはじめ、関係機関や団体、企業への理解を求めるとともに、関係機関等と連携し、本計画に掲げる施策の着実な推進を図り、その他必要な措置を講じていきます。

また、本計画の推進に当たって、国や北海道と関連する施策については、連携・協力を努めるとともに、必要に応じて法令や諸制度に関する情報の収集及び充実について働きかけていきます。

2 計画の進捗管理

この計画の進捗管理に当たっては、掲げる施策を効果的に推進するため、市の男女共同参画の現状や問題点について把握に努めるなど定期的な実施点検を行います。

また、男女共同参画の推進状況や関連して講じた施策の実施状況の公表に当たっては、より市民に理解されるよう内容の改善・充実を図ります。